聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見

|  |
| --- |
| ［はじめに］＜認定要領を参照のこと。＞　この診断書においては、以下の４つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に***レ***を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。　なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもつて決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもつて等級決定することはしない。）。　□聴覚障害　　　　　　→　『１「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。　□平衡機能障害　　　　→　『２「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。　□音声・言語機能障害　→　『３「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。　□そしやく機能障害　　→　『４「そしやく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。 |
| １「聴覚障害」の状態及び所見　(１)　聴力（会話音域の平均聴力レベル） | (４)　聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）　ア　純音による検査　　　オージオメータの型式　 500 1000　 2000　Hz |
|  | 右　　　　　　ｄＢ |  |
| 左　　　　　　ｄＢ |
| 　(２)　障害の種類 |
|  | 伝　音　性　難　聴 |  |
| 感　音　性　難　聴 |
| 混　合　性　難　聴 |
| 　(３)　鼓膜の状態　　　（右）　　　　　（左） |  |  |  |  |  |  |
| 0102030405060708090100110 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |
| dB |  |
| イ　語音による検査語音明瞭度 |  |
|  |  | 右　　　　　　％ |  |
|  | 左　　　　　　％ |  |
| （５）身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況　　　　　　　　　有　　・　　無　（注）聴覚障害で２級の診断をする場合のみ該当する方を○で囲むこと。 |

|  |
| --- |
| ２　「平衡機能障害」の状態及び所見 |
| ３　「音声・言語機能障害」の状態及び所見 |
| ４　「そしやく機能障害」の状態及び所見　(１)　障害の程度及び検査所見　　　下の「該当する障害」の□に***レ***を入れ、さらに①又は②の該当する□に***レ***又は（　）内に必要事項を記述すること。 |
| 　　　「該当する障害」 | □そしやく・嚥下機能の障害　→「①そしやく・嚥下機能の障害」に記載すること。□咬合異常によるそしやく機能の障害　 →「②咬合異常によるそしやく機能の障害」に記載すること。 |
| ①　そしやく・嚥下機能の障害ａ　障害の程度　　　　□ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。　　　　 □ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。□ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。* その他

　　　　　ｂ　参考となる検査所見　　　　ア　各器官の一般的検査 |
|  | ＜参考＞各器官の観察点・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射* 舌　 ：形状、運動能力、反射異常

・軟　口　蓋：挙上運動、反射異常・声　　　帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜 |  |
| 　　　〇所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）イ　嚥下状態の観察と検査 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ＜参考１＞各器官の観察点　　・口腔内保持の状態　　・口腔から咽頭への送り込みの状態　　・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態　　・食道入口部の開大と流動物（　bolus　）の送り込み　＜参考２＞摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点　　・摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）・誤嚥の程度（毎回、２回に１回程度、数回に１回、ほとんど無し） |  |
| 〇観察・検査の方法　　　　　　□エックス線検査（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　□内視鏡検査（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）〇所見（上記の枠内の＜参考１＞と＜参考２＞の観察点から、嚥嚥下状態について詳細に記載　　　　　　　　すること。） |
|  |
| ②　咬合異常によるそしやく機能の障害　　　ａ　障害の程度　　　　□著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。　　　　□その他 |
| ｂ　参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしやく機能の観察結果）　　　　ア　咬合異常の程度（そしやく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）イ　そしやく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。） |
| (２)　その他（今後の見込み等） |
|  |
| 　(３)　障害程度の等級　　（下の該当する障害程度の等級の項目の□に***レ***を入れること。）　　①　「そしやく機能の喪失」（３級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。　　　　具体的な例は、次のとおりである。　　　　　□重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの　　　　　□延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの□外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋　　　　　等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの |
| 　　 ②　「そしやく機能の著しい障害」（４級）とは、著しいそしやく・嚥下機能又は咬合異常による　　　　そしやく機能の著しい障害をいう。　　　　具体的な例は、次のとおりである。　　　　　□重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの　　　　　□延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの　　　　　□外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、頭、頭の欠損等によるもの　　　　　□口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの |
| ［記入上の注意］　(１)　聴力障害の認定に当たつては、ＪＩＳ規格によるオージオメータで測定すること。　　　ｄＢ値は、周波数500、1000、2000Ｈｚにおいて測定した値をそれぞれａ、ｂ、ｃとした場合、a＋2b＋c――――４の算式により算定し、ａ、ｂ、ｃのうちいずれか１又は２において100ｄＢの音が聴取できない場合は、当該ｄＢ値を105ｄＢとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。　(２)　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別紙）の提出を求めるものとすること。　(３)　小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。 |